

平成26年度事業計画

本会定款第2条の目的を達成するため第3条にかかわる諸事業について実施する。

公益目的事業1 人と動物の共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

本事業は、人と動物の共通感染症を予防し公衆衛生の向上を図り、また、動物の習性や正しい飼い方等を啓発し、動物の愛護精神を高揚し人と動物が安心して暮らせる社会環境を整えて行くと共に、家畜の伝染病等や食中毒等を予防し、安全・安心な畜産物を生産・流通させることにより、県民の食生活の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 公衆衛生の向上に関する事業

人と動物の共通感染症である狂犬病は、罹患した犬等に咬まれることにより人が感染し発症するとほぼ100%死亡する大変恐ろしい病気である。

事業は、厚生労働省局長通知に基づき県・市町村・獣医師会が連携の基、的確に推進するため獣医師会と市町村が契約し毎年4月から6月の間に各市町村における実施日時・場所を広報し、犬の飼養者の利便性を図り集合注射及び畜犬の登録を実施する。

また、予防注射を受けた犬がアナフィラキシー等により事故を起こした場合に、事故対策準備金により治療費等を助成する。

人と動物の共通感染症については、獣医師会のHPに公開し、また、公開講座等により予防について普及・啓発を行っていく。

2. 動物の保護活動事業

家庭飼育動物が増加する中、その習性や正しい飼い方、愛護・保護精神の高揚等について動物フェアやチラシ等により普及・啓発するため次の事業を行う。

(1) 動物保護管理推進事業：動物愛護週間行事の一環として県や市町村・日本獣医師会・各地域獣医師会等が開催する動物フェアに共催・協力し、動物のしつけ方や健康相談等を通じて動物の正しい飼い方、保護管理等について啓発する。

(2) 動物不妊・去勢手術助成事業

ア) 不妊・去勢手術の一部助成事業：野良犬、野良猫や飼いきれなくなって処分される不幸な動物をなくすため、犬や猫の不妊・去勢手術をする飼い主を公募し当選した人に利用券を交付し、手術を受けた場合にその費用の一部を助成する。

イ) 飼い主のいないねこ不妊去勢事業：県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）の地域ねこ活動に取り組む団体に対し「千葉県飼い主のいないねこ不妊去勢手術事業」実施要領に基づき、猫の不妊去勢手術の協力を行うことにより、不幸な子猫の繁殖を防ぎ、地域環境の改善を図り、人とねこの調和のとれた住みやすい街づくりに寄与する。

(3) 傷病野生鳥獣救護事業：県からの委託事業で、県民が保護した傷病野生鳥獣を

治療し回復するまでの一定期間保護をすることを通じて、広く県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。

- (4) 野生動物救護対策事業：自然災害によって負傷した野生動物を治療保護し、社会福祉及び動物福祉の向上に寄与する。治療・保護にかかわる費用は、県獣会員や一般市民等からの寄付金により助成する。
- (5) 負傷動物救護事業：飼養者不明な犬・猫等の動物が公共の場所で疾病に罹り或いは負傷した場合、動物愛護センターに收容されるまでの間の救急診療を行った場合に、その費用の一部を助成する。
- (6) 福祉介護犬医療助成制度：盲導犬等の介助犬の健康管理及び保持を目的とした医療制度を設立し、診療費の一部を助成し、専門家としての技術提供を行うことにより社会に貢献する。
- (7) マイクロチップ普及推進事業：飼養動物が災害等で逸走し保護された場合に、マイクロチップが埋め込んであると飼養者が判別できるので、本事業を積極的に推進し動物福祉の向上に寄与する。
- (8) 学校飼育動物指導事業：小学校等における動物飼育に対し、正しい動物の飼い方等を指導することにより、命の大切さ・動物愛護等について情操教育の一助として実施している。各地域の会員が、市町村教育委員会等からの要請に基づき対応しており、獣医師会の委員会において対応マニュアル等を作成し、県下一円に同レベルで対応できるよう努めていく。

3. 安全な畜産物及び食品の生産・流通に関する事業

産業動物の伝染病予防・診療・治療等の業務に携わる獣医師の獣医療技術の研鑽を図り、畜産農家の伝染病予防、家畜の衛生管理の向上、家畜の損耗防止等を指導することにより畜産の振興並びに安全・安心な畜産物の生産・流通を図り、国民の食生活の向上に寄与するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産関係研修事業：県家畜保健衛生所及び農業共済組合等が行う産業動物獣医師研修会や畜産農家への研修会等に助成し、畜産技術者の衛生技術の習得や畜産農家の経営安定に寄与する。
- (2) 畜産振興事業：各地域で行われる畜産共進会に対し、会長賞を交付し、家畜の改良をつうじて、県内畜産の振興発展に寄与する。また、畜産フェア事業に協力し、千葉県畜産物の消費拡大を図るとともに、畜産の発展に寄与する。
- (3) 獣医公衆衛生事業対策推進事業：保健所・食肉検査所に勤務する獣医師が、安全な畜産物及び食品を流通させるための検査等が的確に行えるよう、その研究や調査・情報交換・研修等を行っている協議会に助成する。

4. 人と動物の絆（ヒューマン・アニマル・ボンド）の確立を目指す事業

人と動物の共生に関する保健衛生の向上、動物の愛護・福祉の増進並びに自然環境の保全を目的とした普及・啓発活動の一環として、次の事業を行う。

公開講座、講習会・セミナーの開催

市民から専門家（学校教育関係者、動物看護師、獣医師等動物取扱関係者）に至る広範囲な職種を対象とした保健衛生（人獣共通感染症の予防等）の向上、人と動物の愛護及び福祉（災害時の動物救護、介助犬の保護等）並びに自然環境の保全（野生動物救護、傷病鳥獣の保護等）を目的として公開講座、講習会・セミナーを開催する。

公益目的事業2 学術の振興を目的とする事業

1. 学会の開催及び参加

小動物・産業動物・公衆衛生の各分野で働く獣医師が、日頃の業務をつうじて研究・調査した事例等を学会の場に報告し、意見交換を行い技術の伝達・普及を図ることを目的として年1回開催する。また、他の団体等が主催する学会にも積極的に参加し技術の習得に努め、動物への適切な獣医療技術を提供し、動物の愛護、福祉の向上に寄与していく。

収益事業1 獣医療証明等事業

1. 物品販売

- (1) 予防注射証明書 (A)
予防注射証明書 (B)
- (2) 動物用医薬品指示書
- (3) 狂犬病予防注射済証
- (4) 診断書
- (5) マイクロチップ
- (6) 日本獣医師会生涯学習事業他

2. 家賃収入

- (1) (財) 千葉県動物保護管理協会
- (2) 千葉市獣医師会
- (3) 株式会社 サンリツセルコバ検査センター 千葉ラボラトリー

3. 保険事務手数料・配当金収入

- (1) 保険事務手数料
- (2) 配当金収入

その他の事業 1 開業部会相互扶助等活動事業

開業部会事業

- (1) 親睦事業 会員相互の親睦・融和を図り、もって組織の充実と獣医療の向上に努める。
- (2) 獣医事事業 獣医事に係る諸問題の検討を行い、獣医事倫理の向上に努める。
- (3) 厚生事業 会員の福祉向上並びに動物福祉の向上に努める。
- (4) 旅費・日当 開業部会諸事業への開業部会役員（評議員・監事・委員）の旅費・日当として支給する。
- (5) 会議費 開業部会における委員会・評議員会・総会等の開催費。
- (6) 学術奨励金 関東・東京地区三学会の開業部会発表者に奨励金を支給する。
- (7) 保険料支出 日本獣医師会福祉共済事業の獣医師賠償責任保険及び団体保険の保険料を支出する。
- (8) 慶弔費 開業部会会員及び家族等の慶弔費に対し支出する。
- (9) 雑支出 振り込み手数料他。